



宮崎県警察本部 生活安全部
特殊詐欺被害防止キャラクター
『だまされんG (じい)』

地域安全情報

令和7年7月11日

(犯罪の起きにくい社会づくりのために)

発信者：宮崎県警察本部生活環境課
(代) 0985-31-0110

点検商法に注意！

点検商法とは？

一般の家庭を訪問し、屋根や床下など家屋の無料点検を持ちかけ、点検の後、うそや大げさな結果を消費者に報告して不安をあおり、高額な工事を勧誘する悪質商法です。

こんな言葉にはご注意を！

- 「無料点検をしています」
- 「分電盤の点検にいきます」
「交換しないと、漏電して火事になりますよ」
- 「瓦がずれていますよ」「水漏れの危険がありますよ」
- 「床下が湿っています。家がダメになりますよ」
「シロアリの駆除をしたほうがいいですよ」 など

点検商法の被害にあわないために

悪質な業者は、不安をあおり、考える時間を与えないよう言葉巧みに契約を勧誘し、ずさんな工事で高額な代金を請求するなどします。

点検商法の被害にあわないためには、

- ・ 電話や訪問で怪しいと思ったら、きっぱりと断る
- ・ 安易に点検をさせない
- ・ 話だけを聞いて、すぐに契約や支払いをしない

ということが大切です。

業者の勧誘がしつこい、帰らないなどのトラブルとなった場合は110番通報してください。

また、契約してしまった場合でも、クーリングオフ（契約解除）ができる場合もあります。

不安を感じたら、すぐに家族や知人など周囲の方、警察や消費生活センターに相談してください。